

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年2月20日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700337 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700026 号

第 1 結論

昭和 63 年 10 月から平成 2 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 6 月まで

私が国民年金の手続を行ったのは平成 4 年 2 月 17 日と年金事務所で言われたが、長男が生まれる直前なので、そのような時に手続を行うことはなかった。私は、平成 3 年 10 月 * 日の結婚式よりも前に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を 2 回に分けて納付したと思うが、年金記録では請求期間に係る国民年金保険料は未納とされているので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、結婚式よりも前に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を 2 回に分けて納付した旨主張している。

しかしながら、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、A 年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 2 月 17 日に払い出されていることから、請求者が主張する加入手続時期と相違する上、当該時点において、請求期間のうち、平成元年 12 月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、前述の払出しより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間に係る国民年金保険料について、請求者が主張するような納付はできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。